

## &lt;報道発表資料&gt;

カテゴリー:募集

令和8年8月14日

**自然ふれあい施設にネーミングライツを導入します！**

埼玉県では、自然に対する理解を深め、生物多様性保全に向けた普及啓発を図るため、自然ふれあい施設を設置しています。

このたび、「埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園」及び「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里 スポット1 水鳥の楽園」にネーミングライツを導入し、愛称の命名権者を公募します。

生物多様性保全に関心のある企業・団体、施設周辺の企業・団体の皆さまなどからの御応募をお待ちしています。

**1 対象施設****(1) 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園（北本市）**

所在地 埼玉県北本市荒井5丁目200番地

施設概要 環境教育や自然体験の機会を多様に提供し、自然への理解と関心を育てる施設

指定管理者 公益財団法人 埼玉県生態系保護協会

(令和8年4月1日から令和13年3月31日まで)

<https://saitama-shizen.info/>

**(2) 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里 スポット1 水鳥の楽園（所沢市）**

所在地 埼玉県所沢市上山口1366番地外

施設概要 狭山丘陵いきものふれあいの里の区域内に点在するスポットの1つであり、冬季には水鳥たちの越冬地となる

指定管理者 公益財団法人 トトロのふるさと基金

(令和8年4月1日から令和13年3月31日まで)

<https://ikifure.info/>

## **2 応募資格**

愛称の命名権者として県と契約締結を希望する法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループ

## **3 契約希望期間**

契約締結の日から令和13年3月31日まで

## **4 契約希望額**

消費税及び地方消費税を除き、会計年度ごとに、

(1) 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園

1,500,000円以上

(2) 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里 スポット1 水鳥の楽園

120,000円以上

## **5 募集期間**

令和8年8月14日（金）から令和8年8月31日（月）まで

募集の詳細については、以下のURLをご覧ください。

(1) 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/sizenfureai/namingrights-kitamoto-r8.html>

(2) 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里 スポット1 水鳥の楽園

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/sizenfureai/namingrights-ikihure-sp1.html>